



各 位

会社名 株式会社KVK
代表者名 代表取締役社長 末松 正幸
(コード番号 6484)
問い合わせ先 取締役経営管理本部長 小関 智晶
兼企画経理部長
(TEL 0574-55-0005)

株式報酬型ストックオプション制度の廃止及び 役員向け株式交付信託制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）及び監査役（社外監査役を除きます。以下も同様です。）（以下、総称して「取締役等」といいます。）の報酬の見直しを行い、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、これに代わるものとして信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成30年6月28日開催予定の第71期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション制度の廃止について

本株主総会での本制度の導入に関する議案の承認可決を条件として、平成20年6月26日開催の第61期及び平成21年6月25日開催の第62期定時株主総会においてご承認いただいておりました、株式報酬型ストックオプションの報酬枠（年額31,500千円以内。うち取締役分として30,000千円以内、監査役分として1,500千円以内。）を廃止し、新たに新株予約権の付与は行わないことといたします。

なお、現在の取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては下記3.（4）のとおり、当該取締役等において権利放棄することを条件に、これに代えて本制度に基づく応分のポイントを付与することといたします。

2. 本制度の導入目的について

取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、またストックオプション制度と比較し事務負担量の軽減も図れることから、導入を行うことといたしました。

なお、本制度の導入により株式報酬型ストックオプション制度が廃止され、取締役等の報酬は「基本報酬」及び本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

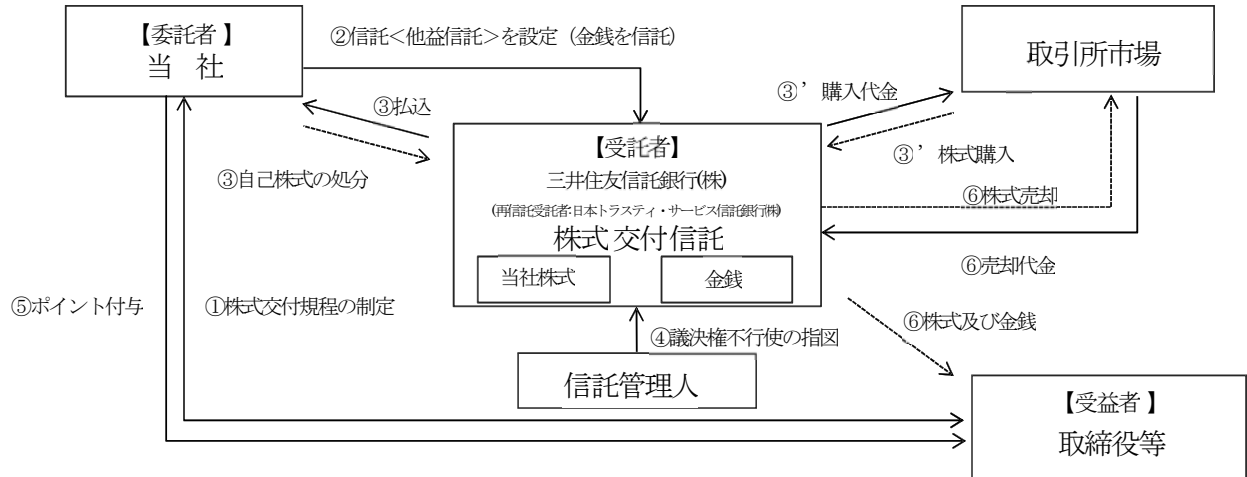
3. 本制度の概要について

（1）本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度においては、本株主総会開催日の翌日から平成35（2023）年6月開催予定の定時株主総会終結の日までの5年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役等に対してポイントが付与され当社株式が交付されます。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先

行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

信託期間は、平成 30 年 8 月（予定）から平成 35（2023）年 8 月（予定）までの約 5 年間とします。ただし、下記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、上記（３）の信託期間中に、本制度により取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金 640,000 千円（うち取締役分として金 594,000 千円、監査役分として金 46,000 千円）を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。

なお、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役等において権利放棄することを条件に、本制度に基づく応分のポイント（新株予約権 1 個＝500 ポイント）を付与することにより、本制度に移行することといたしますことから、当初信託期間にかかる上記信託拠出金上限額は当該ポイント分を勘案して算出しております。

本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定（※）により、その都度、5 年を上限とする期間毎に信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役等に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金 64,500 千円（うち取締役分として金 60,000 千円、監査役分として金 4,500 千円）を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に下記（６）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

※監査役について本制度を継続することについては、監査役の協議によります。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役等に交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役等に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程(※)に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

※監査役に関する事項については、監査役の協議により決定します。

また、このほか、上記(4)のとおり、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のもの(取締役について288個、監査役について21個)につきましては、本制度に移行することといたしますことから、各取締役等において権利放棄することを条件に、本信託設定後、遅滞なく、かかる移行に伴うポイントの付与(新株予約権1個=500ポイント)を行うことを予定しております。

ただし、当社が取締役等に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり33,000ポイント(うち取締役分として30,000ポイント、監査役分として3,000ポイント)を上限とします(なお、上記のポイント総数の上限には取締役等において放棄することになる付与済みのストックオプションに代えて付与されるポイント数を含まないものとします)。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役等は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役等がその退任時において、所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社取締役等と利害関係のない第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	平成 30 年 8 月（予定）
信託の期間	平成 30 年 8 月～平成 35（2023）年 8 月（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上